

障害児安全安心対策事業補助金【概要】

※補助制度のスキームは現時点のものであり、R9のスキームは未確定です。

（１）事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①～③の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

①ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

②登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

③性被害防止対策支援事業

性被害防止に資するパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備を購入すること。

（２）交付対象経費

・（１）①～③の事業の実施に必要な備品の購入費

（購入備品の運搬費及び設置・据え付け費、工事費を含む。リース費用及び改修費は補助対象外。）

※１の①の事業について、機器の使用対象となる児童数以上に機器を購入する場合及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

※１の①の事業の対象となる機器については、GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

※１の③の事業について、カメラによる映像の記録にあたっては、撮影前に保護者（利用者）の同意を得ることと施設（法人）としてプライバシー保護に配慮した記録後の映像保管体制を構築すること。

（３）交付対象施設

・（１）①及び②の事業：児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

・（１）③の事業：障害児入所施設、障害児通所支援事業所

（４）補助金の額

・①ICTを活用した子どもの見守り支援事業

200千円以内／１事業所（補助率：３／４ 事業所負担：１／４）

・②登降園管理システムの導入支援事業

端末購入を行わない場合：200千円以内／１事業所

端末購入を行う場合：700千円以内／１事業所

（いずれも補助率：３／４ 事業所負担：１／４）

・③性被害防止対策支援事業

100千円以内／１事業所（補助率：３／４ 事業所負担：１／４）

(5) 留意事項

- ・本調査は、あくまで令和9年度事業の活用規模を把握するためのものであり、本調査の回答を以て補助金の協議申請となるわけではございませんのでご注意ください。協議申請時期が近付きましたら（令和9年度5月以降）、回答いただいた連絡先へ再度ご連絡し、書類の準備を依頼いたします。
- ・内示前に導入した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・過去（今年度の補助対象も含む）に本事業の補助を受けた事業所については対象外となります。
- ・本調査への回答にあたって見積りを取る必要はございませんが、交付申請の際には見積りを取っていただく必要がございます。
- ・水戸市指定の事業所は、当県で実施する本補助事業の対象外です。

(6) 回答先

下記リンクのFormsより、令和8年10月2日（金）までにご回答ください。

調査URL：<https://forms.cloud.microsoft/r/4pzxf7Xwfx>